

赤い羽根共同募金実施中!!

メインテーマ 「じぶんの町を良くするしくみ」

運動期間 10月1日～12月31日

今年も10月1日より「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、赤い羽根共同募金が全国一斉に展開されております。

この募金活動は、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄り、障がいのある人や子供たちが、安心して生活できるように役立てられています。

本町でも障がい児(者)クリスマス会や本紙発行等で活用されております。また、じぶんの町を良くするしくみとして、集まった募金の額が多ければ多いほど、本町に配分される額も多くなるとしくみになっています。

今年も、皆様のご理解とあたたかいご協力よろしくお願いたします。



共同募金地域配分(社会福祉協議会配分)の申請を受けます

配分対象……主に板倉町内で活動するNPO・ボランティア団体・学童保育・保育園(地方公共団体の責任に属するとみなされないもの)。
配分上限額……1申請10万円(同一申請者による申請は複数できません)。

申請方法……希望者は板倉町社会福祉協議会にて申請書を受取り、提出して下さい。受付時、詳細を説明します。

問い合わせ……板倉町社会福祉協議会(総務高齢福祉係)
☎82-33000



☆歳末たすけあい運動がはじまります!☆

スローガン 「みんなで支えあうあったかい地域づくり」

運動期間 12月1日～12月31日

みんなのちからで あったかい年末を

今年も共同募金の一環として「歳末たすけあい運動」が実施されます。この運動は、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、義援金・日用品等を配分し「みんなで支えあうあったかい地域づくり」を目的としています。皆様から頂いた募金は、町内の非課税世帯(一人暮らし高齢者、要介護3以上の認定を受けている方のいる世帯など)、特別な事情により生活が困難している世帯、老人及び障がい者施設に入所されている方々への支援に使わせていただいております。12月には、本町出身の方が入所されている施設へ元気を届けに慰問を行います。また、月末にはひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯へ、ボランティア団体の協力を得ておせち料理を配布いたします。

問合せ先

板倉町役場(福祉課)

☎82-11111(内線311)

板倉町社会福祉協議会(総務高齢福祉係)

☎82-33000

